

立合い仮杭建て久留米御役人中見届けこれあり候上、本杭建て申すべきことと定められている。

これによると、久留米藩漁民に許可されたのは八一余パーセントが貝取船であったこと、貝では蛸貝取船が多かったこと、魚では鱒、鰻などとなることが許可されたことなどがわかる。

なお、文化十二年二月の佐賀藩側襲撃隊の中心的存在、搦津の卯三太に対しては久留米藩は死刑に処すること、佐賀藩に要求した。しかし、柳川藩が間に立ち、もし、卯三太を死刑にすれば、酉年（文化十年）六月に卯三太ら三名の佐賀藩津方役人をリンチにした久留米藩漁民も郡追放以上の刑になると説論したので、幸い死刑を免れた。これは、元来、「柳河地先の海面は久留米藩の主張するような「三方入合の場所」ではなく、「柳河、佐賀入合」の場所で、従来、柳川藩が「隣領の好み」で黙認していたのを、文政二年の議定書によって始めて条件付で漁獲が公認されたからであろう。<sup>(10)</sup>

注 (1) 『筑後川一件につき書拔』

(2) 『筑肥争論公訴訟日記』

(3) 同書

(4) 『評定所御呼出問答』

(5) 『肥筑争論公訴訟日記』

(6) 浅野陽吉「佐嘉久留米両藩の筑後川漁場論争」『筑後

(7) 『系図纂要』第九冊

(8) 『福岡県史』第三卷上冊「久留米藩」

(9) 『評定所御呼出問答』

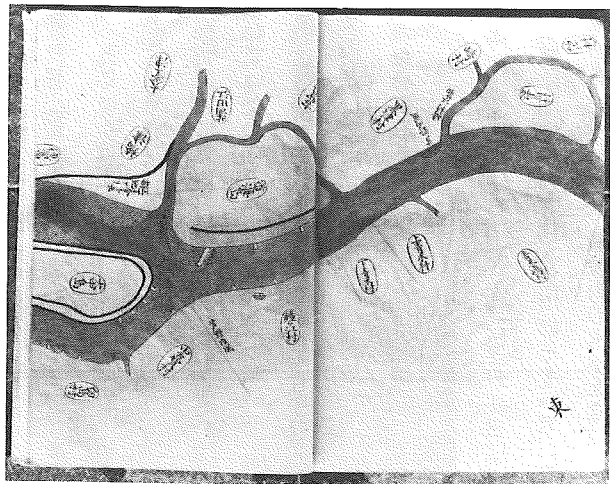
(10) 同書

追記、『漁場争論』（久留米市篠山神社蔵）にも「鐘ヶ江事件」の経過が詳説されている。

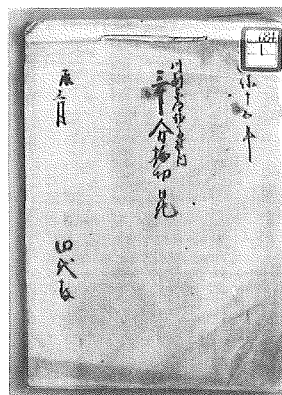
## 七 三丁分の掘り切り

### 三丁分の掘り切り

現在、大堂川は三丁分の西側を流れて筑後川にそそいでいるが、もとは三丁分の北側を、すなわち道海島（福岡県大川市道海島）との間を流れていた。現在のように大堂川を三丁分の西側に流れるように川道を変更する工事は天保十五年（一八四四）四月五日から開始され、同年八月十六日にまる四ヵ月余を要して完成している。それ以前の三丁分の地は「搦地」すなわち干拓地であった。<sup>(1)</sup> その工事は佐賀本藩の直轄工事として藩の郷普請方（現在の県土木部に当たる）が中心になって実施した。この工事の経過の詳細な記録が綾部四郎太夫とも工事の指揮にあたった田代孫三郎の記した『三丁分掘り切り日記』（以下、日記と略す）である。田代は『弘化二年（一八四五）総着到』によると、坂部又右衛門組に属するわずか石高一九石八斗の武士である



『疏導要書』に記された三丁分、橋津、大堂津、大堂島。漁場争論に関係がある久留米藩領鐘ヶ江村も記されている。



田代孫三郎が記した『三丁分掘切日記』

が、嘉永三年（一八五〇）の築地<sup>つじ</sup>反射炉構築のとき会計を担当し、翌三年には本島藤太夫とともに伊王島・神ノ島の砲台工事の監督をつとめ、翌四年から五年にかけて行われた四郎島填海<sup>うらぬみ</sup>工事を成功させた。その業績により役米一〇石を給せられている。<sup>(2)</sup>これはすでに天保末年、三丁分掘切工事において発揮した彼の手腕が藩主鍋島直正によって認められていたからであろう。

以下、この『日記』を中心にこの工事を必要とした理由、規模、経過についてのべてみよう。『日記』三月二十九日の条に

九日の条に  
当節掘切の儀、古瀬・中佐嘉・上佐嘉上下、神埼郷々水吐のため御取り計い相成る儀に候処  
とか

神埼郷々扱又古瀬・中佐嘉降水の節、水滞致し候につき

とあるように、上佐嘉・中佐嘉・巨勢・神埼の諸郷を流れている城原川や佐賀江は大堂川にそそいでいる。しかし、それまでの状態では上流から諸川の水をあつめて流れる水量の多い筑紫次郎、筑後川の水が大堂川に逆流し、城原川や佐賀江が佐賀平野に氾らんして農作物に損害を与えていた。そこで大堂川下流の河道を西にかえて延長し河口をひろげて排水をよくする必要がある。この工事は『日記』三月二十八日の条に

三丁分掘切の儀、去春相達せられ置き候処、其砌季節差懸り候につき差し延べ相成り居り候処、同秋の儀も大

風高汐等の災害にて其儀行き届かず

とあるように、前年から実施する予定であったが、雨期になったり、大風や高汐の災害にあつて延期されていたのである。

この新川道の規模は『日記』同年三月二十九日の条に収める蓮池藩聞番（聞番とは佐賀城下にいて本藩との連絡にあたる役）嶋五兵衛への達しに

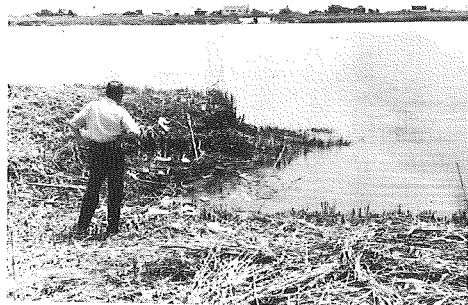
川副東郷徳富村のうち三丁分と申す所え江副二五間、長さ四五百間程掘り切り相成り

とあるように川幅二五間、長さ四〇〇〜五〇〇間にする計画であった。ところが川幅については『日記』同月同日の条に

江幅の儀、式拾五間、土居敷入れて三拾九間相極め置かれ候えども、当節、縄張り致し、江形の屈曲、かつ荒籠の振合等、尚又、讃談を遂げ候処、右の間数にては後年に至り通船さてまた水吐<sup>みずはき</sup>の都合思わしくこれあるまじく相考え候につき、今又、両脇に拾間ほど椽場<sup>えんば</sup>（補強用の木柵か）をつけ掘り方相整えらる方はこれあるまじきや

とあり、舟運の便や水吐けを考えて両脇に一〇間ほどひろめる案がだされた。これは『日記』三月晦日の条に

右江幅拾間相広り候につき、御新地方へ懸合<sup>かけあひ</sup>候末、庄嶋全兵衛其外出張これあり候につき、其段申し談じ候処、差し支えこれなき由



大堂川の旧河口

とあるので、藩新地方へ交渉してその許可をえて実施したのであろう。

『日記』同年三月二十八日の条によるとその日、大木主計（着座）、大組頭、物成三（一〇石）を初め、工事監督にあたる田代孫三郎・綾部四郎太夫に加えて市武代官古川一介、上佐嘉代官助役石井源右衛門、与賀代官助役八戸久兵衛、川副代官助役西兵之助がそれぞれ数名の手元役をつれて現地に集合した。そして翌四月五日より工事開始にともなう各代官の提出人夫数や掘切り間数などの割当が行われた。『日記』同月同日の条の関係部分を次にかかげる。

当節の儀、最前式万三千人の割夫の内壹万人夫、郷々夫繰（以て左の通り、来月五日より出夫取り懸り相成るべき申し合せ相決し候につき、右夫高に応じ、左の通り丁場（受け持ち区域）請け取り相成り候

夫丸三千人 市武

同 三千人 上佐嘉

同 貳千人 川副

同 貳千人 与賀

ズル

掘切長間数四百六拾間の内

北より壹番八拾八間 川副請け取り

同 貳番百十七間 上佐嘉右同

右は中土居これあり、致し事むつかしくこれあり候につき、割合よりは間数相減じ、本文の間数請け取り

相成り候

同三番 百三十間 市武

同四番 八拾八間 与賀

ズリ、残り三拾七間

右は両口扱又、中土居相残り候間数に當てる

これによると、一人あたりの受持間数は川副・与賀がそれぞれ〇・〇四四間、上佐嘉のそれは〇・〇三九間、市武のそれは〇・四三〇間で北や南をうけもった川副や与賀のそれよりも中央部を担当した上佐嘉や市武の丁場間数が小である。上佐嘉の丁場には「中土居」（新しい掘切川の中央に設けた土手）などの難工事があるのを考慮したのであろう。なお、この工事は藩郷普請方の直轄工事といっても、『日記』同年四月五日の条に

当普請の儀は前断の通り、諸代官所請け持ちにて夫遣（夫遣）これあり、郷普請方の義は右一体の差し引き諸申談じいたし候事

とあるように人夫の動員は関係代官所がうけもち、郷普請方は、それ以外のことでの相談をうけたのであろう。

三月二十八日の視察に際し「江形」（川の形）の「印杭」がたてられていたが、『日記』同年四月二日の条によると、田中半右衛門が現地を見分して「南吐口」を少し「西手」によせた方がよいという案をだし、請役所で相談の結果、同日「分見御絵図」に印杭の印をつけ、現地にもそれにもとづき「印杭」をたてている。請役所頭人の認可はその翌日の三日にうけている。

三丁分の掘り切り

『日記』同年四月五日の条によると、予定通り、その日から工事が開始されることになり、次のように各郷か

らの「出夫」が行われている。

夫丸 千三拾八人 川副三郷

同 千五百三人 与賀上下・嘉瀬新庄

同 千六百四拾人 上佐嘉上下・古瀬<sup>(目)</sup>・中佐嘉

昼ころには成松万兵衛(二二〇石、御陣場奉行) 田中半右衛門、御目付の重松善左衛門、郡目付の中島勢兵衛らが現地に向いている。

『日記』同月八日の条には

蓮池よりの別段出夫、扱又、津内献夫にて水尾筋水通水道(川の中で水が流れている舟の航行できる深い水路)幅式間に深さ四尺に掘り方相整え候、蓮池よりは郷普請役北嶋勘右衛門其外罷り出てらる。津内より別当共罷り出で候

蓮池出夫 三百式人

津内献夫 四百五拾人

〆 七百五拾式人

佐賀本藩からばかりでなく支藩の蓮池藩からもこの工事に人夫を提供し、諸富津をはじめ、西船津、広江津、鯉江津などからも特別に労力を提供し、「水尾筋」の掘り方に当った。川副東郷に隣接した蓮池藩でもこの掘切工事により恩恵をうけることが多いため、本藩蔵方から要請があったのである。<sup>(3)</sup> 諸富津をはじめとする諸津は船頭が多く、大堂川を上下することが多かったため、「水尾筋」の「掘方」に進んで労力を提供したものであらう。『日

記』同月八日の条に

一、右普請中、最寄に宿取り、自分賄につき達し出の末、乾飯雑用銀差し出し候事

一、定銀三拾六匁辰三月四日より九日迄日数六日分入切の筈差し出し候上、手数相済み、郷方より請け取り候事

とあるのをみると、この水尾筋の工事に特に人夫を提供した蓮池藩や佐嘉郡諸津の人夫には乾飯や雑用銀などの食料や手当が給されたと思われる。

別表「三丁分郷別出夫人数」は掘切工事の開始された四月五日より工事完了の八月十六日までの郷別の出夫数を表示したものである。これによると、出夫数は工事が開始された直後の四月五日と翌六日も多く、ついで八月六日がこれにつぐ。郷別には川副三郷がもつとも多く合計四五四三人になる。最初の計画は市武、上佐嘉両代官区間が多く割りあてていたのが、実際は大堂川に利害関係が深い川副代官区内に多く割り当てられたのである。

なお、三丁分の北の掘口の西脇に四軒の民家があった。これを除去して掘る必要があった。その理由は『日記』三月二十九日の条に

右を除け掘り方相成り候ては新江口へ打廻り出来、水行差し支え申すべきにつき、御入費の訳もこれあり候えども、格別御大業柄の儀御取り計う儀候えば、右家建の分御買い揚げられ、右の場所より御掘り通し相成りたく

とあるように、この四軒の家をさけて掘れば新江口に屈曲ができて水流に支障が生ずるからであった。この四軒

三丁分郷別出夫人数

月/日	郷名	出夫人数
4/5	川副三郷	1038
	与賀上下・嘉瀬・新庄 上佐嘉上下・古(巨)瀬・中佐嘉	1503 1640
6/4	川副三郷	881
	与賀上下其外 上佐嘉其外 神崎里目 (うち下西郷)	416 798 1452 (262)
7/4	三根 下西郷 西郷 市武懸り 提佐嘉其外	560 348 452 914 363
	川副東郷 " 上郷 " 下郷 与賀上郷 " 下郷 嘉瀬郷 三根郷 神崎西郷 " 下郷	229 278 466 107 399 219 382 374 558 326
		973 725 3338 1640

『三丁分郷切日記』により作製

月/日	郷名	出夫人数
8/7	川副東郷 " 上郷 " 下郷	263 207 464
	与賀上郷 " 下郷 嘉瀬郷 三根郷 神崎西郷 " 下郷 " 下西郷	148 123 89 118 141 77 92
8/8	中佐嘉郷 " 勢郷	282 108
8/9	中佐嘉郷 古(巨)瀬郷	220 244
	中佐嘉郷 古(巨)瀬郷 上佐嘉下郷 " 上郷	5 11 384 210
8/10	古(巨)瀬郷 上佐嘉下郷 " 上郷	3 70 60
	川副 " 上郷	234
8/11	川副東郷 " 上郷	106 132
8/14	川副下郷 " 下郷	41
8/15	川副東郷 " 下郷	23 181
8/16		204

の住宅の移転は『日記』同年八月十一日の条に

今日よりいづれも家財等取り片づけ、明日中に解除候旨の事  
とあるので、同年八月十一日から翌十二日にかけて実施されたと思われる。『日記』同日の条によると、移転にと  
もなう藩の補償費は次の通りであった。

山田儀右衛門

- 一金拾壹両三步
- 右は家居解引移りにつき、損物取り替え引直し入具銀
- 一同三步
- 右は地面代
- 一同貳両
- 一右は俄に引き移るにつき別段補
- 勝右衛門
- 一同七両
- 右は家居解立て引き移るにつき右同断
- 一同三步
- 右は地面代
- 一同壹両貳歩

三丁分の掘り切り

右は地面代  
一同老両式歩

右は俄に引き移るにつき別段補

藤吉

一同六両老歩式朱

右は家居解き立て引き移るにつき右同断

一同式歩

右は地面代

一同老両式歩

右は引き移るにつき別段補

次平

一同七両

右は家居解き立て引き直すにつき右同断

一同式歩

右は地面代

一同老両式歩

右は引き移るにつき別段補



現在の三丁分の遠望

すると、藩はこの四軒の家の移転費として合計四一両二朱を負担している。そのうち、家の解体費は三二両二歩二朱をしめ、もつとも多い。山田儀右衛門は「摂津守殿足輕」とあるので蓮池藩士である。ほかは本藩の農民であると思われる。彼等は「自力にて行き届き難き」、「引直しにつき」、「入具銀」(必要経費)の提供を求めたのである。

注 (1) 天保五年(一八三四) 南部長恒の著わした『疏導要書』の地図に三丁分について「三丁分ト云揚地ナリ」とある。

(2) 『鍋島直正公』第三編・第四編

(3) 『御蔵方諸控』(蓮池藩) 天保十五年三月六日

## 八 諸富津の問屋と遊女

### (一) 諸国問屋の成立と遊女

(1) 寛政元年(一七八九) 幕府巡見使の来佐に備えて佐賀藩が作製した模範解答書「上使より御尋ねによる御答書」

一 船繋り能き浦々何程これあるやの事

諸富津と申所は船繋りの勝手宜しく御座候、此の外の浦々は遠浅荒磯等にて船繋能浦御座なく候